

障害のある子どもに対する 教育課程の充実について

一般社団法人UNIVA 理事
戸田市インクルーシブ教育戦略官
博士(障害科学)
野口 晃菜

諮問文より

大幅に増加している不登校児童生徒をはじめ、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に強い興味や関心を示したり、特異な才能のある児童生徒への支援の充実とともに、多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題です。これらに正面から向き合うことは、我が国の社会及び教育の積年の課題でもある「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却するとともに、民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、社会の分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する観点からも極めて重要です。

学校の重要な機能
多様性を包摂し、社会の分断や格差の拡大を防ぐ

社会モデルを基盤にした共生社会の実現

- 2024年4月の障害者差別解消改正を経て、合理的配慮が民間事業者も含め全面的に義務付けられた。これからの子どもたちは**障害の社会モデルに基づく合理的配慮が当然**とされる時代を生きていく。
- 2024年7月、旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁判決を受け、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」設置、12月27日に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が策定された。学校教育分野においては、**障害の社会モデルに基づいた「心のバリアフリー」理解**の推進、及びどの学びの場においても**障害のある児童生徒とない児童生徒が共に学ぶ機会の確保**についてなどが盛り込まれている。

学校の包摂性を高めるためには
障害の社会モデルの実装が必須

障害の個人モデルと社会モデル

	個人モデル	社会モデル
困難さの原因	個人の機能的な障害や特性。	マジョリティ中心社会が困難さの原因。 社会の側が様々な機能的な障害・特性がある人を前提につくられていないために、社会的障壁(バリア)が生じる。
アプローチ方法	個人が治療をしたり、訓練をしたりして、社会に合わせる。	マジョリティ中心社会による社会的障壁を解消することにより、環境や社会を多様な人がいることを前提のものに変える。

複層的に社会的障壁を解消する

合理的配慮

障害当事者である子ども(保護者)からの申し出に対して、
個別に建設的対話を通じて障壁の解消を実施

個別に調整



基礎的環境整備

(事前的改善措置)

最初から多様な子どもがいることを想定し、
あらかじめ社会的障壁のない環境を設計する

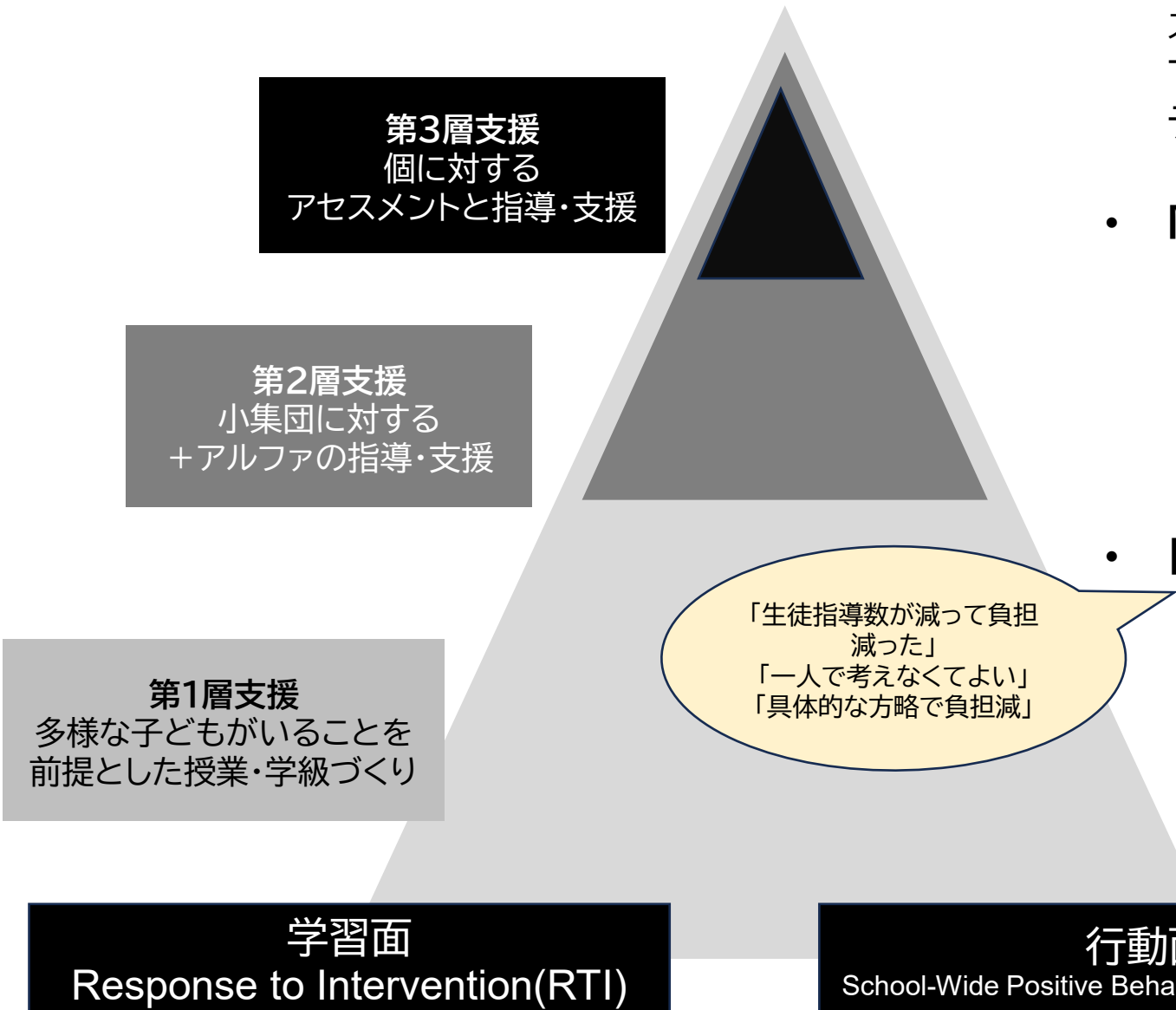
標準装備



イヤーマフ(戸田市立喜沢小学校)や
リーディングトラック(狛江第三小学校)を
誰でも自由に使えるように貸し出している。

基礎的環境整備の充実により個別調整の必要性は減る
(=教職員・保護者・子どもの負担減)

多層型支援システム(Multi-Tiered System of Support, MTSS)



- インクルーシブ教育に取り組む各国(アメリカ、カナダ、オーストラリア、フィンランド等)で導入。基礎的環境整備としてすべての子どもを対象とした第1層支援を充実させ、データに基づき2・3層支援を付け足すシステム。

MTSS(RTI/SWPBS)のエビデンス

- 問題行動の減少 (Luiselli et al., 2005; Solomon et al., 2012など)
- 学力向上 (Burns, 2005; Fuchs&Fuchs, 2006など)
- 特別支援判定者の減少・誤判定の減少; (Fuchs&Fuchs, 2006; VanDerHeyden et al., 2007など)
- いじめ予防・減少 (Waasdorp et al., 2012など)

日本でのMTSS実装

- 広域自治体でSWPBSの導入(徳島県・宮崎県など)
- 基礎自治体での導入(戸田市など)
- 生徒指導数低下、教師の負担減、学力向上、学校風土改善、出席率向上など
- 読み書きに焦点をあてたMIM



提案①通常の学級における基礎的環境整備と合理的配慮充実



合理的配慮

基礎的環境整備
(事前的改善措置)

現状

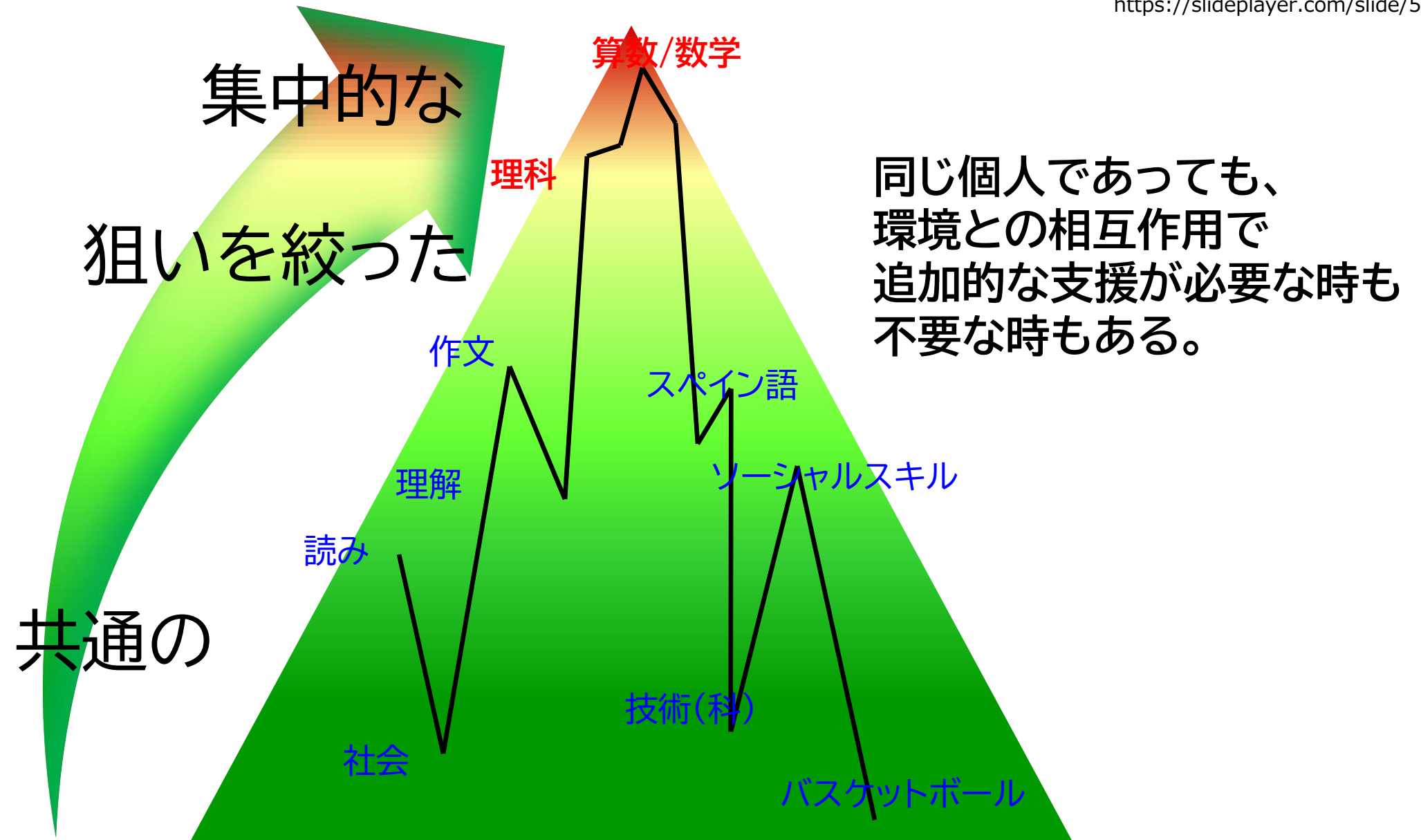
- 社会モデル・基礎的環境整備・合理的配慮の文言なし
- 解説において教科ごとの個別の配慮事項あるが活用されていない
- 基礎的環境整備の方略記載なし
- 評価方法が画一的
- 基礎的環境整備や合理的配慮に子どもの意思反映なし

提案

- 社会モデル・基礎的環境整備・合理的配慮の文言記載
- デジタル化などにより活用しやすく・「障害」以外の子どもも対象に
- 基礎的環境整備の方略記載
(例:表現方法や情報の提示方法の選択肢をつくる、発達支持的生徒指導としてのポジティブ行動支援など)
- 評価方法の選択肢や多様化を推進
- 子どもの意思を尊重した基礎的環境整備や合理的配慮の実施を推進

※これまでの議論で基礎的環境整備として機能し得る施策

・中核的な概念を構造化、学習指導要領のデジタル化、デジタル学習基盤の整備、情報活用能力強化、授業時数の柔軟化、学年区分の柔軟化、裁量的な時間の確保



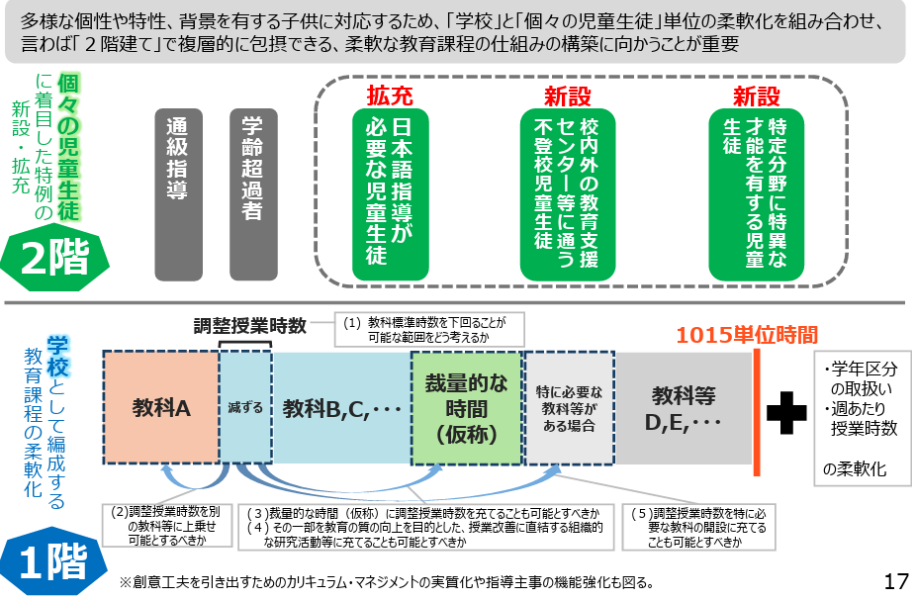
「子ども」にラベルを付けるのではなく「行動」にラベルを付ける

提案②「通級による指導」の柔軟な運用

現状

提案

【参考資料10】 柔軟な教育課程編成の促進（全体イメージ）



17

【運用】

- 教育委員会に「判定」されるまで待たなければならない
- 原則〇年、など期間を一律に限定している自治体がある（継続の場合毎回教育委員会が審査）
- 不登校になったら通級に通えない、など縦割り。

【教育課程】

- 学ぶ内容や時間数が画一的で子どもに合っていない（例：学習障害のある子どもに対してソーシャルスキルのみ指導）
- 何を教えたら良いかわかりづらく、通常学級における「ふつう」に合わせるための指導になりやすい

【運用】

- 通常の学級と通級の行き来がより柔軟にできるよう学校長判断で決定
- 時間数や期間など画一的に決めるのではなく、子どもの実態に応じて決定
- 複合的ニーズのある子どもについて柔軟に判断

【教育課程】

- 自立活動のみでなく教科も含め個々に必要な目標・内容を扱えるようにする
- 自立活動の項目をより分かりやすく整理
- 個人の能力を高める視点のみでなく、通常学級の包摂性を高める視点

提案③「自立活動」の見直し・本人の願いを踏まえる

自立活動の6区分27項目

健康の保持	生活リズムや生活習慣の形成に関すること。 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 健康状態の維持・改善に関すること。	環境の把握	保有する感覚の活用に関すること。 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
心理的な安定	情緒の安定に関すること。 状況の理解と変化への対応に関すること。 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	身体の動き	姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 日常生活に必要な基本動作に関すること。 身体の移動能力に関すること。 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
人間関係の形成	他者とのかかわりの基礎に関すること。 他者の意図や感情の理解に関すること。 自己の理解と行動の調整に関すること。 集団への参加の基礎に関すること。	コミュニケーション	コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 言語の受容と表出に関すること。 言語の形成と活用に関すること。 コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

現状

- 自立活動が「ふつう」に合わせて本人が頑張るための指導になりやすく、社会モデル的な視点での指導が行われづらい。「自立活動は、個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識・技能・態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」
- 自立活動がすべての障害種・学びの場において共通の区分・項目が適用されているため、具体的に何を扱ったらよいかかわかりづらい。解説のフローチャートも難解。
- 本人の願いを踏まえず大人が目標を決めている

提案

- 自立活動の目的や説明を社会モデル・合理的配慮を踏まえてたものにする
- 障害種や学びの場など、子どもの状態に応じて必要な自立活動の目標や内容を設定できるようにより分かりやすく整理
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画において必ず本人の願いや思いを踏まえるようにしたり、合理的配慮の意思表示などセルフアドボカシーを自立活動の時間に学べるように

提案④多様な子どもが共に学ぶ基盤づくり(長期的な視点)

現状

- 特別支援学校・特別支援学級の在籍者数、不登校状態にある子どもの数も増加している背景として、通常の学級とは別の場でないと、個々のニーズに応じた支援や学びが得られない構造、通常の学級に「適応できない」子どもは「別の場に行けば、より柔軟に学べる」(+資源も追加される)構造がある。
- 通常の学校に在籍している特別支援学校対象の児童生徒のうち、居住地域の学校に在籍している児童生徒は、小学校17,202名、中学校5,638名、うち通常の学級に在籍する子どもは小学校1,344名、中学校724名(R1)。これらの子どもは特別の教育課程の対象ではなく、障害のない子どもと同じ教育課程を学ぶ。
- 同じ地域に在住している特別支援学校在籍者と地域の学校の子どもが会う機会は限定的

提案

- 短期的には、交流及び共同学習の取り組みを推進し、個別の目標を学ぶ子ども(例:知的障害のある子ども)も含めた単元デザインなど授業の在り方を研究開発するのはどうか。このような研究開発により、ゆくゆくは、同じ場において異なる目標・内容で学ぶことを可能にしていくことを検討するのはどうか。
- 通常の学校と特別支援学校の交流および共同学習をより推進するために運用上の課題を調査・整理
- 社会モデルや合理的配慮の内容を障害のない児童生徒も学べるように内容を検討するのはどうか。